

<意見書（医師記入）>
～旧『登園許可証明書』～

横浜市標準様式＜保育所等用＞

意見書（医師記入）

（園名）

シープ保育所 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症・プール熱）※
	流行性角結膜炎（アデノウイルス等）
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	麻しん（はしか）※
	風しん
	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

（裏面あり）

医師が意見書を記入する感染症の概要

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から かひ 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺 しゅちよう 腫 脹 後 4 日	じか せん が っ か せん ぜ っ か せん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫 脹 が発現してから 5 日経過し、か つ全身状態が良好になっている こと
いんとう 咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現 した数日間	結膜炎の症状が消失している こと
せき 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 せき 咳出現後 3 週間を経過する まで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤に よる 5 日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがない と認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、 トイレでの排泄習慣が確立し ている 5 歳以上の小児につい ては出席停止の必要はなく、ま た、5 歳未満の子どもについ ては、2 回以上連続で便から菌が 検出されなければ登園可能で ある。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがない と認められていること
ずい 侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがない と認められていること
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現 後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過しているこ と
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがない と認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。